

令和元年7月9日から令和元年8月8日にかけて実施していた「犯罪被害者等支援条例の制定について」のパブリック・コメント手続きにおいて以下のとおり2件意見をいただきましたので報告します。

また、いただいた意見要旨及び意見に対する市の考え方は以下の通りです。

いただいた意見要旨	市の考え方
<p>1 犯罪被害者等支援条例が素晴らしい内容の条例になることを望んでいます。</p> <p>犯罪被害者等の支援をすすめるなかでも性犯罪被害者の支援にあたっては、限られた時間の中で迅速に対処せねばならず産婦人科、泌尿器科、肛門科、精神科等との連携が必要であると考えます。そこで、条例には警察、ぎふ犯罪被害者支援センターとの連携に加え、多治見市医師会との連携を加えていただきたく要望します。</p> <p>ぎふ犯罪被害者支援センターで活動している支援活動員の高齢化等も問題になっており、多治見市の将来を見据え、多治見市による支援活動員の養成を望みます。</p>	<p>1 貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>性犯罪被害者等の支援については、岐阜県が県内すべての被害者の支援ができるよう「ぎふ性犯罪被害者支援センター」を設け、ぎふ犯罪被害者支援センターに事業を委託しています。また事業の実施にあたっては、岐阜県医師会（産婦人科医会）と協定を締結し県内各市の医師の協力を得て、対応しているところです。</p> <p>多治見市としては、岐阜県、ぎふ犯罪被害者支援センターと連携をより密にし、必要に応じて関係機関と協議しながら進めていきたいと考えています。</p> <p>犯罪被害者等が適切な支援を受けられるようにするため、多治見市においても研修等必要な施策を展開し、実施していきます。</p>
<p>2 世の中にあふれかえる事件、事故について「明日は我が身」「もしこれが身内に降りかかったら」と思う人は少なくないが、突然命が終わる、奪われるということを感じている人はほとんどいない。</p> <p>そのような状況の中で、被害者等になったとき、何に困っている、どんな援助、情報が欲しいと声をあげるどころではない状態に追い込まれています。</p> <p>パニック状態の早期段階で、市役所へは様々な手続きを行うために出向くことになる。その窓口は、いかに人のぬくもり、優しさ、寄添いの心を感じることができる対応ができるか、今後の支援につながる大切な窓口であると考えてい</p>	<p>2 貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>犯罪被害者やその家族、遺族が最初に手続きにくる市役所の窓口で二次被害に遭うことがないように、研修等を通じて理解を深める施策を展開していきます。</p> <p>基本理念に「犯罪被害者等の支援は適切に途切れることなく実施されるもの」であることを掲げ、市の責務として「関係機関等（国、岐阜県、岐阜県警察、その他の関係機関及び犯罪被害者等の支援を行う民間団体等）と適切な役割分担を踏まえて、相互に連携し、協力し支援をすすめていくこと」を規定しています。また、必要に応じて適宜見直しをしながら、犯罪被害者等の支援施策を実施していきます。</p> <p>犯罪被害者等の支援は条例を制定して終</p>

ます。

条例で規定する目的、理念、責務、施策をしっかりと果たすことももちろん重要であるが、施策の定期的な見直しを行いながら継続的に取り組んでいくことを記載するのも重要であると考えます。また、支援については命ある限り終わりがなく、市、県、国、連携機関の役割、民間団体、自助グループなどが関わり続けることを条例で明記してほしいと考えます。

支援条例は、犯罪被害者等だけでなく、市民全員が関わる条例であることを軸に施策展開をし、被害者及び被害者家族、遺族が支援を必要としていることを市民全体で理解し、仮に被害者等になったとしても安心して暮らしていけるまちづくりをしていただきたいと思えます。

わりというものではなく、今後の施策展開が重要になってくると考えています。様々な方の意見を伺いながら、必要に応じて施策を見直し、より寄添った支援ができるようにしていきます。